

未就学児を持つ保育士に対する保育料 の一部貸付のご案内

保育士資格を持っていて、新たに就職する方や産後休暇又は育児休業から復帰する方に貸付けを行う制度です。

2年間保育士として従事すると返還が免除されます。



貸付対象

保育所等に新たに勤務する方や産後休暇又は育児休業から復帰する方。

(※週20時間以上の勤務を要します。)

貸付額

未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限。

貸付期間

保育所等に勤務する1年間を限度。

(勤務を開始した日から起算。)

返 還

宮崎県内で2年間児童の保護等の業務に従事しなかった場合は返還義務が発生します。

申請期間

平成30年4月2日(月)～平成31年2月15日(金)必着
※平成31年2月16日(土)以降の申請は、平成31年4月以降の送金となります。

お申し込みは、各市町村児童福祉担当課経由になります。

貸付の内容や条件等の詳細は、以下の県社協ホームページをご覧ください。

URL : <http://www.mkensha.or.jp/>

社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 福祉人材貸付相談室

【住 所】 〒880-8515 宮崎県宮崎市原町2-22

【受付時間】 8:30～17:15 (土日祝除く)

☎ 0985-61-2424



平成30年度 宮崎県未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付募集要項

宮崎県社会福祉協議会

1 貸付の目的

未就学児の保育料の一部を貸付けることにより、保育士資格を有しながら、保育士として勤務していない方（潜在保育士）の再就職や産後休暇又は育児休業から復帰する保育士を支援し、保育人材の確保を図る。

2 実施主体

宮崎県社会福祉協議会

3 概要

項 目	概 要
貸付対象者	<p>次の（１）又は（２）いずれかの要件を満たす方とします。 ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要します。</p> <p>（１）未就学児を持つ保育士であって、県内の以下に掲げる施設又は事業所（以下「保育所等」という）に新たに勤務する方</p> <p>① 保育所 ② 幼稚園で教育時間の終了後預かり保育等の教育活動を常時実施している施設 ③ 「認定こども園」への移行を予定している施設 ④ 認定こども園 ⑤ 家庭的保育事業 ⑥ 小規模保育事業 ⑦ 居宅訪問型保育事業 ⑧ 事業所内保育事業 ⑨ 病児保育事業 ⑩ 一時預かり事業 ⑪ 離島その他の地域において特例保育を実施する施設 ⑫ 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設 ⑬ 企業主導型保育事業</p> <p>※ ⑤⑥⑦⑧は市町村実施又は認可されたもの ※ ⑨⑩は宮崎県知事に開始届出を行ったもの ※ ⑪は子ども・子育て支援法で規定するもの ※ ⑫は児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設</p> <p>（２）県内の保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する方</p>
貸付額	未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限
利子	無利子（ただし返還遅延の場合は延滞利子が加算される場合があります。）
貸付期間	未就学児を持つ保育士が当該保育所等に勤務する期間です。 ただし、勤務を開始した日から起算して1年間を限度とします。

